北多摩西ニュース
No.9

国分寺市光町1-40-12
Tel 042-576-1161(代)
Fax 042-575-0529
E-mail：
kitanisi@crux.ocn.ne.jp
ホームページ：
http://kitanisi.org/
東京都教職員組合
北多摩西支部情宣部

全教職員配布

免許更新制を「解消」し、「新たな教師の学びの姿」へ
教育委員会や管理職が、受講する研修を「奨励」

今国会で免許更新制「解消」へ

昨年11月15日、末松文部科学大臣は、「発展的に解消」する免許更新制について、本年1月～6月末を会期とする通常国会において法改正をめざし、改正後は「時間を置かず速やかに施行する方向で検討・調整」するとの方針を明らかにしました。その上で、「来年度、法律が施行された以降に免許の有効期限を迎える先生は、大学における免許状更新講習の受講や免許の更新の手続の必要がなくなります」と述べました。

これは全教が短期間で約3万筆の署名を集約した「私のひとこと署名」など、様々な現場から廃止を求める声があった成果です。署名のご協力ありがとうございました。

教師の研修も「個別最適な学び」へ？

「解消」する免許更新制に変わり「新たな教師の学びの姿」が提示されています。

免許状の有効期限はなくす方向のようですが、中教審などの文書によると、研修を管理し、教員の自由な研修を奪うような内容になっています。

免許更新制では各自が講習を選択し、内容を管理職へ報告することはありませんが、更新制「解消」後は。

◆様々な研修内容が「研修受講履歴」として記録管理（データ化も）される。（将来的には全国的なシステムの導入も検討）。

◆研修内容について、「研修受講履歴を活用し」て教育委員会や管理職から「奨励（情報提供や指導助言）」される。例えば年度当初と年度末の人事考課の面接時などの場で。

受講履歴の「活用」と受講の「奨励」で教員にも「個別最適な学び」が提供されることになります。さらに、「期待する水準の研修を受けているとは到底認められない場合（校内研修にも参加していない等）は職務命令による研修受講も考えられる（従わない場合、指導上・人事上の措置も）」と、「命令」まで明示しています。

免許更新の「解消」を機に、教師の自主性が求められる「研修」を、国の管理下におこうとしています。

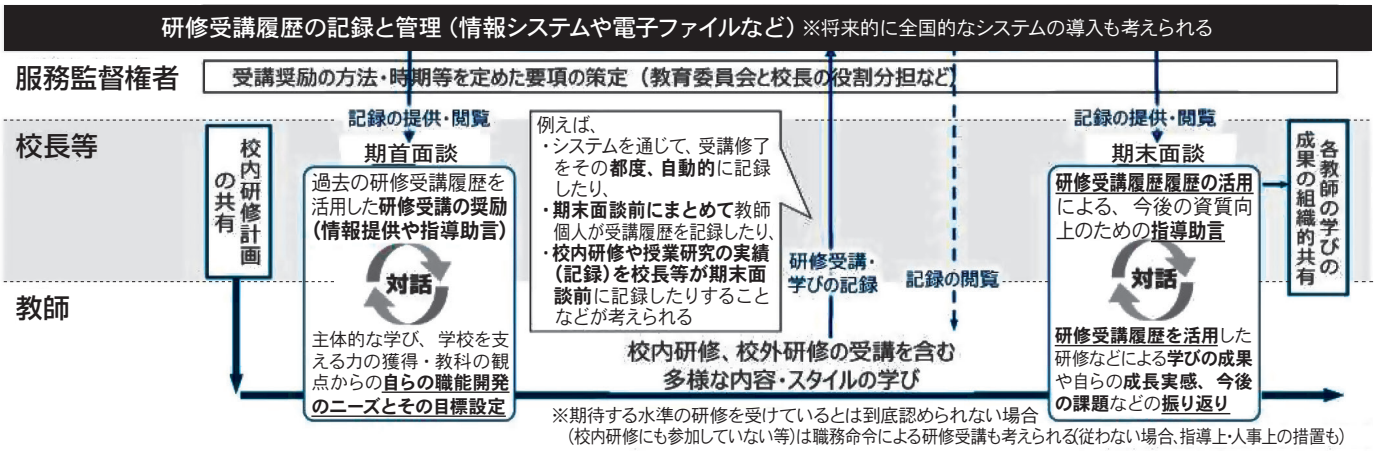

※中教審「『令和の日本型学校教育』を担う教師のあり方部会」資料より

学校の窓

▼都立高校入試発表日、生徒からの結果報告を一喜一憂しながら、報告書をまとめた頃、都立K校を不合格となったJさんとご両親が来校した。「経済的な理由で私立S校を辞退し、都立二次試験を受検させていただきたい。」と話された。Jさんは「入試当日、体調不良で力を発揮できず、もう一度、都立を挑戦したい。」と涙ながら決意を語った。▼Jさんは、高1の秋に第一志望だったK校の編入学試験に挑戦した。1名枠だったが、見事合格！格差社会の荒波は家庭教育格差まで及び、進学にも大きな影響を与えている。都立難関校を目指して塾に行けない生徒は、放課後の教室で卒業生から教わっていました。あの真剣なまなざしを忘れない。今年、この生徒たちは成人式を迎えた。荒波の中で受検に立ち向かったきみを誇りに思う。きみに幸あれ！（K・S）

みんなで「業績評価」の開示請求を！

希望者全員に開示する

教員の業績評価の本人開示の手続きが始まります。

管理職は職員に説明し、開示申請用紙を配布し、開示希望者全員に評価を開示しなければなりません。管理職が説明しなかったり、申請を拒否したりすることは制度上認められません。

客観的で公正なもの？

都教組では業績主義強化に反対しています。教育はみんなの力で成り立ちます。個別に評価し競わせるものではありません。これでは評価を上げるための教育活動となり教育そのものを歪めてしまいます。そもそも教科や受け持つ子どもたち、そして校務分掌など条件が違う中で何を根拠に評価するのでしょうか？客観的な評価基準を示すべきです。

処遇に大きな影響

業績評価は昇級やボーナス、退職後の任用など大きく影響します。「嫌な思いをするくらいなら…」と言う声も耳にしますが、自分の処遇に大きな影響を及ぼす評価を知ることは大変重要です。制度に沿ってみんなで開示申請をしましょう。なお不明な点がありましたら、都教組北多摩支部にご相談ください。

本人業績開示の流れ

①**開示申請期間　2月下旬～3月上旬**
申請書を校長に提出
←
②**開示面接期間　3月中旬～3月末**
校長・副校長同席で面接
←
③**苦情申立期間　4月上旬～下旬**
面接での説明に納得できない時には苦情申し立てができます。申請には組合も支援できます。是非ご相談ください。

2022 都教組本部・北多摩西支部役員選挙

同時に行います。2月18日㈮までに所定の場所へ搬入してください。

今、学校では…感染拡大の中で！

今後、さらに拡大が確認されれば次のような対応を図るよう教育委員会から家庭通知がありました。

1　教職員の複数が出勤できない状況の場合

・オンラインを活用し、実施可能な授業を実施する。
・学校行事などは、延期または中止。
・給食は、原則、中止。

2　複数の学年で学年閉鎖を実施するなどの場合

・家庭でオンライン授業を受けるか、登校して対面授業を受けるかを家庭で選択できるようにする。
・オンライン授業を選択した場合は、給食の提供は無いこと、また、出席停止扱いとなる。
・対面授業を選択した場合は、給食は提供する。
・学級閉鎖中及び学年閉鎖中の児童・生徒はオンラインを活用した課題の提示やプリント配布など対応方法を考える。
・感染状況がさらに悪化した場合には、学校閉鎖を検討する。

こんな時、休暇でなく事故欠勤扱いに！

①職員に発熱などの症状がある場合
②ワクチン接種後、職員に発熱がある場合
③職員が感染症に罹患し、就業制限を受けた場合
④学校（保育園含む）などの臨時休校により、お子さん世話を行う職員が、勤務時間中に当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
⑤職員が検疫法に規定する停留の対象になった場合

※①②③は診断書を提出の上、病気休暇とすることもできる。（教育庁人事部・令和3年6月18日）